

基勞補発0729第1号

平成22年7月29日

社団法人 日本柔道整復師会
会 長 萩 原 正 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の改定については、慎重に検討いたしました結果、別添のとおり改め、平成22年8月1日以降に実施した施術に対して、改定後の施術料を適用することとし、都道府県労働局長あて通知いたしました。

つきましては、貴会におかれましても、所属会員に対する周知徹底及び貴会都道府県組織と都道府県労働局長との間の協定の締結について、格別のご配慮をよろしくお願いいたします。

基勞補発0729第2号
平成22年7月29日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課長

労災保険柔道整復師施術料金算定基準の一部改定について

標記については、平成22年7月29日付け基発0729第3号通達により示され、この労災保険柔道整復師施術料金算定基準（以下「改定算定基準」という。）によることとされたので、協定締結及び関係者に対する改定算定基準の周知について、適切な事務が行われるように万全を期されたい。

なお、社団法人日本柔道整復師会（会長 萩原正）に対しては、本職から別添により協定締結についての協力等を依頼したところであるので、念のため申し添える。